

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成24年11月8日(2012.11.8)

【公表番号】特表2010-514464(P2010-514464A)
【公表日】平成22年5月6日(2010.5.6)
【年通号数】公開・登録公報2010-018
【出願番号】特願2009-540863(P2009-540863)
【国際特許分類】

A 6 1 M 16/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/04 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年9月19日(2012.9.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の肺換気を促す喉頭マスク気道装置であって、近位端から遠位端に延びる気道チューブと、前記遠位端にある開口部であって、使用時に喉頭の後方の実際の空間および潜在的な空間内に嵌入し、かつ喉頭内部に侵入することなく喉頭口の周囲を封止するような形状の中空マスク部分の内部に通じる開口部とを含み、また声門開口部に液体物質を導くように適合された導管を含む装置。

【請求項2】

前記導管は、前記液体物質が前記患者の声帯に接触することなく前記声門開口部に前記液体物質を導くように適合された開口を有する、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記開口は、その寸法が前記声門開口部の寸法に類似した断面を有する、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記開口が三角形の断面を有する、請求項2または3に記載の装置。

【請求項5】

前記開口が、その寸法が前記声門開口部の寸法に類似した断面をもつノズルを含む、請求項2に記載の装置。

【請求項6】

前記ノズルが三角形の断面を有する、請求項5に記載の装置。

【請求項7】

前記導管が前記気道チューブに少なくとも部分的に取り付けられる、前記請求項1～6のいずれかの項に記載の装置。

【請求項8】

前記気道チューブが内表面と外表面とを含んでおり、前記導管が前記内表面または前記外表面に少なくとも部分的に取り付けられる、請求項7に記載の装置。

【請求項9】

前記導管が前記気道チューブ内に少なくとも部分的に埋め込まれる、請求項7に記載の装置。

【請求項10】

前記導管が前記気道チューブと一体成型される、前記請求項 1 ~ 9 のいずれかの項に記載の装置。

【請求項 1 1】

前記気道チューブが、前記導管を受けるように適合された通路を含んでおり、前記チャネルが前記気道チューブに少なくとも部分的に取り付けられる、請求項 1 から 6 のいずれかの項に記載の装置。

【請求項 1 2】

前記気道チューブが内表面と外表面とを含んでおり、前記通路が前記内表面または前記外表面に少なくとも部分的に取り付けられる、請求項 1 1 に記載の装置。

【請求項 1 3】

前記通路が前記気道チューブ内に少なくとも部分的に埋め込まれる、請求項 1 1 に記載の装置。

【請求項 1 4】

前記通路が前記気道チューブと一体成型される、請求項 1 1 から 1 3 のいずれかの項に記載の装置。

【請求項 1 5】

前記気道チューブが咽頭側または背側を有しており、前記導管が前記チューブの前記背側に配置される、請求項 7 から 1 4 のいずれかの項に記載の装置。

【請求項 1 6】

前記導管がその前記近位端のところで液体送達手段と流体連通する、前記請求項 1 ~ 1 5 のいずれかの項に記載の装置。

【請求項 1 7】

請求項 1 から 1 6 のいずれかの項に記載の喉頭マスク気道装置と、前記導管への流体送達のための液体送達手段とを含むキット。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、薬物送達手段を備えた喉頭マスク気道装置に関する。より詳細には、本発明は、液体薬物送達手段を備えた小児用喉頭マスク気道装置に関する。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 2】

喉頭マスク気道装置（ラリンジアルマスク装置）は、意識のない患者の気道を確保するのに有用な周知の装置である。米国特許第 4, 509, 514 号は、喉頭マスク気道装置について記載する多くの刊行物のうちの 1 つである。そのような装置は、長年にわたって使用されており、それより旧式の、それよりよく知られている気管内チューブに対する代替物を提供する。少なくとも 70 年にわたって、可膨張バルーンがチューブの遠位端に配置された、細長いチューブを含む気管内チューブが、意識のない患者の気道を確保するために使用されてきた。施術に際しては、気管内チューブの遠位端が、患者の口に挿通され、患者の喉頭口（または声門開口部）を過ぎて患者の気管に到達する。そのように位置決めされた後、バルーンは、気管内膜とともにシールを形成するように膨らませられる。このシールが構築された後、チューブの近位端に陽圧を加えて患者の肺を換気することができる。また、バルーンと気管内膜との間のシールは、肺を誤嚥から保護する（例えば、シールは、胃から逆流した物質が患者の肺へと誤嚥されるのを防ぐ）。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0004】

気管内チューブとは対照的に、喉頭マスク気道装置を患者に挿入し、それによって気道を確保することは、比較的容易である。また、喉頭マスク気道装置は、たとえそれが不適正に挿入された場合でさえ、なお気道を確保する傾向があるという点で、「寛容な(forgiving)」装置である。また、喉頭マスク気道装置は、患者の頭部、頸部、および顎の比較的わずかな操作だけで挿入することができる。さらに、喉頭マスク気道装置は、気管の繊細な内膜との接触を必要とすることなく患者の肺の換気を可能にし、確保される気道のサイズは、通常、気管内チューブで確保される気道のサイズよりもはるかに大きい。また、喉頭マスク気道装置は、気管内チューブと同程度まで咳を妨げない。主にこれらの利点ゆえに、喉頭マスク気道装置は、近年、ますます普及している。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

本発明の第1の態様によれば、患者において肺換気を促進するための喉頭マスク気道装置であって、近位端から遠位端に延びる気道チューブと、使用時に喉頭の後方の実際の空間および潜在的な空間内に容易に嵌入するような、かつ喉頭内部に侵入することなく喉頭口の周囲を封止するような形状の中空マスク部分の内部に通じる、遠位端にある開口部とを含み、声門開口部内に液体物質を導くように適合された導管を含む装置が提供される。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

本発明の第2の態様によれば、前述の喉頭マスク気道装置と、導管への流体送達のための液体送達手段とを含むキットが提供される。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

本発明の第3の態様によれば、液体物質が患者の声帯に接触することなく患者の声門開口部を通じて該液体物質を送達する方法であって、前述の喉頭マスク気道装置を患者の気道に挿入するステップと、液体送達手段を少なくとも1つの導管の近位端に連結するステップと、液体を導管内に分与するステップとを含む方法が提供される。

【誤訳訂正8】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

ここで諸図面を参照すると、患者において肺換気を促進するための喉頭マスク気道装置 1 であって、近位端 3 から遠位端 4 に延びる気道チューブ 2 と、使用時に喉頭の後方の実際の空間および潜在的な空間内に容易に嵌入するような、かつ喉頭内部に侵入することなく喉頭口の周囲を封止するような形状の中空マスク部分 5 の内部に通じる、遠位端 4 にある開口部とを含み、声門開口部内に液体物質を導くように適合された導管 10 を含む装置が示されている。

【誤訳訂正 9】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

諸図面からわかるように、装置 1 は、全体的な外観について言えば、喉頭マスク気道装置のすべてではないが大部分を構成する基本部品、すなわち、気道チューブ 2 と、通常は本体部 6 およびカフ 7 を含む、マスク部分 5 とからなるという点で、従来技術の装置にくらか似ている。

【誤訳訂正 10】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

導管 10 は、それ以上の侵襲的処置なしに薬物質を肺系統に運ぶ組込式的手段を提供するという点で有利である。実際、別個の薬物送達の使用は、喉頭マスク気道装置の挿入に加えて、患者に第 2 の侵襲的処置が実施されることになることを意味する。これは、また、喉頭マスク気道装置が存在するため、患者を傷つけることなく正確に薬物送達チューブを取り付けるのが困難な場合があり、さらなる案内装置がしばしば必要になることを意味する。さらに、薬物送達チューブは、喉頭気道装置に対して摺動または回転し、患者の気道に損傷を与えるおそれがある。ゆえに、本発明による装置を使用すると、液体薬物質の安全な送達を達成することができる。

【誤訳訂正 11】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0040

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0040】

本発明は、患者において肺換気を促進するための喉頭マスク気道装置であって、声門開口部内に液体物質を導くように適合された導管を含む産業上の利用可能性の高いものである。